コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　TACMINACORPORATION

最終更新日：2015年11月20日
株式会社タクミナ
代表取締役　山田　信彦
問合せ先：執行役員管理部長　吉田　裕
証券コード：6322
http//tacmina.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や使用人及び取引先、更には地域社会等全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化することと、企業活動の透明性を確保することを目標にしております。その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が経営の最重要課題と考えております。

当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは定款・社内規程等の観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適正かつ迅速な意思決定のもと、経営のチェック機能を強化してまいります。更に、株主要求や意見に受動的に対応するのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考え方を基本にして経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主はじめ投資家の皆様に評価していただけるよう努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1】

期間業績に連動した、役員賞与及び株式報酬型ストックオプション制度の導入は有りませんが、今後検討していく予定です。

【原則1-2-4】　議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳

現在、当社の株主における海外投資家比率は相対的に低いと考えております。当面は議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知等の英訳は考えておりません。

【原則4-8-1】　独立社外者のみを構成員とする会合の設置

独立社外取締役1名、独立社外監査役1名と小数のため、それぞれ情報交換が行える環境に有りますので、独立社外者のみを構成員とする会合の設置は考えておりません。

【原則4-8-2】　筆頭独立社外取締役の決定

独立取締役は、現在1名ですので、「筆頭独立社外取締役」の決定はいたしておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

◇政策保有株に関する方針

純投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、事業上の関係を勘案し、投資先との取引の維持・強化をはかるために行うことが有ります。投資の意思決定に関しては、当社の株主の利益が不当に損なわれることが無いよう、以下の手続きを社内規程に定めています。
（1）株式の購入は、各部署からの申請を、経理担当部門が投資先企業の企業価値を精査し取締役会に意見を付議し、取引関係の強化によって得られる投資効果と保有リスクを総合的に判断して決定されます。
（2）企業価値が低下する兆候が見られる場合は、売却の判断を取締役会に上程します。

◇議決権の行使についての適切な対応を確保するための基準

株式価値の維持向上・ガバナンス向上の観点から議案への賛否判断を行うこととしております。 企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等については、その目的及び企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で、賛否を総合的に判断いたします。

【原則1-7】　関連当事者取引に係る枠組み

当社が、役員や主要株主等との取引(いわゆる関連当事者取引)を行う場合は、取締役会に内容を説明し、特に利益相反取引については、係る取引が会社及び株主利益が不当に損なわれることが無いよう、厳格にチェックし、取締役会の承認を得ることを社内規程に定めております。
また、年度末に監査役会は、取締役会に報告外の関連当事者取引が無いか、ヒアリングを行い監視しております。

【原則3-1】　情報開示の充実

（1）経営理念等・経営戦略・経営計画

当社は、[常にお客様の立場に立って物事を考え、個性豊かな人間と、独創的な技術で世界に役立つ」を企業理念に挙げております。
当初の対処すべき課題については有価証券報告書に開示しておりますのでご参照ください。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

有価証券報告書に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で、企業業績と各取締役及び監査役の能力、経験、貢献度等を総合的に判断し、代表取締役が基本報酬を決定しております。
期間業績に連動した、役員賞与及び株式報酬型ストックオプション制度の導入は有りませんが、今後検討していく予定です。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者は、原則として管理職から、人格・識見ともに優れ、過去の経験と能力を重視して職務をまっとうできる最適任者を候補として選任しております。
社外取締役及び社外監査役の候補者は、広い見識を備え、中立性と独立性を保った立場から、客観的に意見表明の出来る人物を選任しております。 また、独立性の観点から利益相反取引を起こす可能性が無い、当社との取引が無いことを基本に選任しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役会において、代表取締役が選任の理由を他の取締役に対して説明し、過半数の承認を持って株主総会の議案に上程致しております。なお、個々の選任・指名の理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【原則4-1】 取締役会が、経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令並びに定款で定める事項の他、重要な意思決定の事項は、「職務権限規定」で明確にしております。 その他の一般業務の執行権限は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大するため各取締役に委任する形を取っております。 各取締役の役割と権限は、「業務分掌規定」と「職務権限規定」で定めております。

【原則4-8】 社外取締役の人数に関する考え方

当社は、外部の見識者の意見の必要性を十分認識しておりますが、業務に不通の社外取締役が意思決定に参加することは、意思決定のスピードが遅れるデメリットがあると判断しております。 また、業務執行の監督については、社外取締役1名と社外監査役2名で十分実効性を確保できていると認識しております。
当社の内部取締役は現在4名で、バランス面から社外取締役は1名で十分と考えておりますが、今後は、上場証券取引所の要件を満たすべく、監査等委員会制度への移行なども含めて検討してまいります。

【原則4-9】 社外役員の独立性の基準

一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないよう、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立性基準および開示加重要件にいずれも抵触しない社外役員を選任することとしております。

【補充原則4-11-1】 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の事業規模、内容を鑑み、意思決定のスピード化を図るために取締役の定数は7名以内とする旨定款に定めています。現在、取締役会は、独立社外役員1名を含む5名で構成されております。
なお、取締役会の諮問機関として「執行役員会」、「経営企画委員会」、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置して、知識・経験・能力の多様性に対処しております。

【補充原則4-11-2】 社外取締役の兼任状況の開示

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性についての分析・評価

取締役会における発言・質疑応答・議論の状況から、意思決定業務及び取締役の業務執行の監督(善管注意義務違反となるような行為の有無)機能は、有効に機能しているものと自己評価しております。
毎年1回(総会前の取締役会)、社外取締役及び社外監査役による実効性の評価を実施しておりますが、開示の予定はありません。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニング方針

取締役・監査役のトレーニング方針は、特に定めておりませんが、取締役・監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も必要に応じて必要な知識を習得できるよう、研修やセミナーへの参加を奨励し、その費用は会社が負担することとしております。
また、社外取締役・社外監査役を迎えるに際して、工場見学を初め、当社が属する業界、当社の歴史、事業概況・財務情報・戦略・組織等について必要な情報収集のための研修を行っております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組み

当社は、会社の方向性などを知っていただき会社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家からの貴重なご意見の拝聴を妨げることがなきよう、株主や投資家との対話には積極的に応じる方針です。
また、株主総会終了後、「タクミナの近況」について代表取締役が説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

タクミナ共栄持株会	907,100	15.14
山田　信彦	795,290	13.27
山田　義彦	565,370	9.43
タクミナ社員持株会	371,680	6.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.67
株式会社但馬銀行	100,000	1.67
第一生命保険相互会社	90,000	1.50
株式会社三井住友銀行	79,000	1.32
リゾートトラスト株式会社	77,000	1.28
日本生命保険相互会社	76,000	1.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

（注）持株比率は、自己株式（447,900株）を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
打田　幸生	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
打田　幸生	○	―――	打田幸生氏は、オカダアイヨン株式会社において取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏により当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏およびオカダアイヨン株式会社と当社の間に、人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はないものと判断し、独立役員に指名しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査終了後の報告に加え、内部監査結果および内部統制監査を踏まえた問題点および改善策のアドバイス等、従来より広く、深く連携して監査役の監査機能の向上をはかっております。
監査・監督の機能
当社は監査役制度を採用しており、監査役4名を選任しております。4名のうち2名は社外から選任しており、監査役による経営のチェック機能の強化を図っております。監査役会は会計監査人と密接な連携を保ち、積極的に情報交換を図っております。
常勤監査役は内部監査部門が立案する当該年度の監査方針・監査事項・実施時期・監査対象部門等の作成に際し意見を述べる等連携をはかり、監査役会で決議された監査計画に基づき内部監査部門と連携して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤恭	その他													
平田紀年	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤恭		医師	＜選任理由＞経営に対する客観性、中立性
平田紀年	○	平田社会保険労務士・FP事務所代表	＜選任理由＞経営に対する客観性、中立性 当社企業集団との特別な利害関係がなく、高い独立性が認められる事から独立役員としてて指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役・社外監査役の機能・役割、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方及び社外取締役・社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針
　社外取締役及び社外監査役については、とくに中立性と独立性を保った立場から客観的に意見表明することを期待しております。したがって、独立性に関しては利益相反を起こす可能性がないこと、当社との取引がないことを基本に選任しておりますが、これに関して特段の基準または方針についての定めはありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対するストックオプション制度は、平成19年6月29日をもって終了し、次回実施については、取締役の員数・株式の流動性等総合的に判断し今後検討する予定としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1．前事業年度において取締役5名に対して支払った役員報酬の総額は、127,009千円であります。
　平成23年6月17日開催の第35回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する退職慰労金のうちきり支給について決議されました。
2．使用人兼務役員の使用人分給与額
　報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与額は含んでおりません。
　当事業年度中に支給した使用人兼務役員の使用人分給与額は、取締役3名に対し業務執行の対価として支給した給与15,547千円であります。
3．前事業年度において監査役4名に対して支払った役員報酬の総額は、10,152千円であります。
4．役員報酬等の額又は算定方法に関する方針の内容及び決定方法
　役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する取締役会開催案内は開催日の1週間前までに通知し、必要な事前資料配布及び事前説明は管理部担当者から伝達しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

　当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しております。また、上記の監査のほか会計上の問題等において適宜アドバイスを受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度における監査体制は以下のとおりです。
- 業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）
　指定有限責任社員　業務執行社員：　和田　稔郎(3年)、伊東　昌一(7年)
- 会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士　8名
　その他　　7名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
　当社では、取締役（5名）による取締役会の充実をはかるとともに、取締役会の諮問機関として「執行役員会」「経営企画委員会」「リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」を設置しております。

「執行役員会」「経営企画委員会」は、取締役会の職務執行の充実と判断のスピード化をはかるために設置しており、原則として毎月１回開催し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行っております。

「リスク管理委員会」は、リスク管理を効果的かつ効率的に実施するために設置しており、年２回以上開催し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス上の問題点を把握させるほか、法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するために設置しており、年２回以上開催し、コンプライアンス体制の整備をはかるとともに、随時コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会に報告することとしております。

なお、当社は、社外取締役（１名）と社外監査役(２名)との間に会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しており、各氏が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた株主総会の実現を目指し、多くの株主のご意見をお聞きするため、出席していただき易いよう集中日を避けて開催しております。 （参考） 第38期定時株主総会　：　2014年6月20日開催 第39期定時株主総会　：　2015年6月12日開催
その他	株主総会終了後に近況報告説明会を開催しております

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に「投資者の皆様へ」欄を設けて、開示情報や製品情報等をご覧いただけるようにするほか、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集ご通知等を公表しております。	
その他	アナリスト向けの説明につきましては、都度対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場近隣地域の河川の定期的な清掃、交通安全期間の交通安全啓蒙活動、地域消防団への社員派遣等地域貢献を積極的に行なっております。またその活動を、毎年、環境・社会・経済活動レポートとしてまとめ希望者に配布しております。 また、ISO14001の認証維持に努め、2011年11月に竣工した第一工場では、太陽光発電設備やLED照明の導入等で省エネ活動にも努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
当社の内部統制システムの整備の状況は次のとおりであります。
1. 取締役及び使用人の職務の施行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。
当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備をはかるほか、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会に報告することとしております。
　また当社では、内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせています。不正行為等の早期発見と是正をはかるため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、「コンプライアンス委員会」の事務局として全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告することとしております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務分掌規程」及び「決裁権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。
　また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社では、損失の危険の管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定しており、この規程に基づき、社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理責任者」を置いております。
リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり取締役5名で構成されております。
法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を毎月１回開催しております。
また、取締役会の諮問機関として「経営企画委員会」及び「執行役員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役会の職務執行の充実をはかることとしております。
　併せて、「職務分掌規程」及び「決裁権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確にして、業務執行の効率化と、経営責任の明確化をはかっております。
5. 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
当社のTACMINA　USA　CORPORATION及びTACMINA　KOREA　CO.，LTD.は100%出資子会社であり、そのコンプライアンス体制、意思決定及び業務執行については、親会社であるタクミナが重要な影響力を持っております。
　当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営していることを確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。
6. 監査役の職務を補助する使用人について
　当社は、当社の規模から、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査役と連携して、内部監査（コンプライアンスの監視、業務監査、会計監査）を行っております。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、監査役に対して、報告することとしております。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、また調査を必要とする場合には要請して、監査が効率的に行われる体制を確保しております。
　監査役は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するようにしております。
8. 監査役の機能強化に向けた取り組み状況
当社は、社外監査役2名のうち1名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得ています。
また、適法性の観点から取締役会・執行役員会・経営企画委員会等重要会議に常勤監査役が出席して、経営監視の実効性を高めております。なお、常勤監査役（1名）は社内に精通し、重要会議で経営に関し積極的な発言を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
当社は使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指すと表明しております。
反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当な請求に対しても毅然とした態度で接し拒絶し金銭などを渡すことで解決を図りません。
また、次のように「コンプライアンス行動規範」に掲げ全社員が共有しています。
＜反社会的勢力との関係拒絶＞
※1 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
※2 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などか
ら不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
※3 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
※4 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。
＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
当社は、大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、所轄警察署管内のワーキンググループにおける月次交換会に積極的に参加し、平素からの情報収集と事案・対策の研究を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――